



平成27年管指第68号
平成27年 9月30日

沖縄県土地改良事業団体連合会会長殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 二階 俊博



集中豪雨等の被災地域に対する対応について

日頃より、本会の業務運営について格別なご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。さて、近年の地球温暖化の影響等に伴う気象変動により大雨、突風・竜巻、落雷等による土地改良施設や農地の被害が増加しております。平成27年度に入りましても、台風の上陸や集中豪雨により各地に甚大な被害が発生し、今後においても発生するおそれもあります。

こうした災害の対応には、本会が事業主体として実施しております農家負担金軽減支援対策事業における、「災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（参考1を参照）」を活用することにより、被災した受益農家の負担金について、当該年度における農家負担金のうち利息相当額の助成が受けられますし、既に借りている水田・畑作経営所得安定対策等支援資金につきましては、中間据置等の措置を採ることができ、被災農家の負担金の軽減を図ることができます。

また、災害復旧事業の対象とならない土地改良施設は、「土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備補修）（参考2を参照）」を活用することにより、被災した土地改良施設の復旧や補修を行うことができることとなっております。

つきましては、被災した地域の土地改良区等に対してこれら事業の活用方策について適切な指導をお願いするとともに、事業化する場合には、速やかな手続きにつきまして特段のご配慮をお願いします。

担当

農家負担金軽減支援対策事業（阿部、別当） 03-3234-5612
土地改良施設維持管理適正化事業（相内、宮本） 03-3234-5125

災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

◆事業内容:

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利息相当分を土地改良区等に助成する。

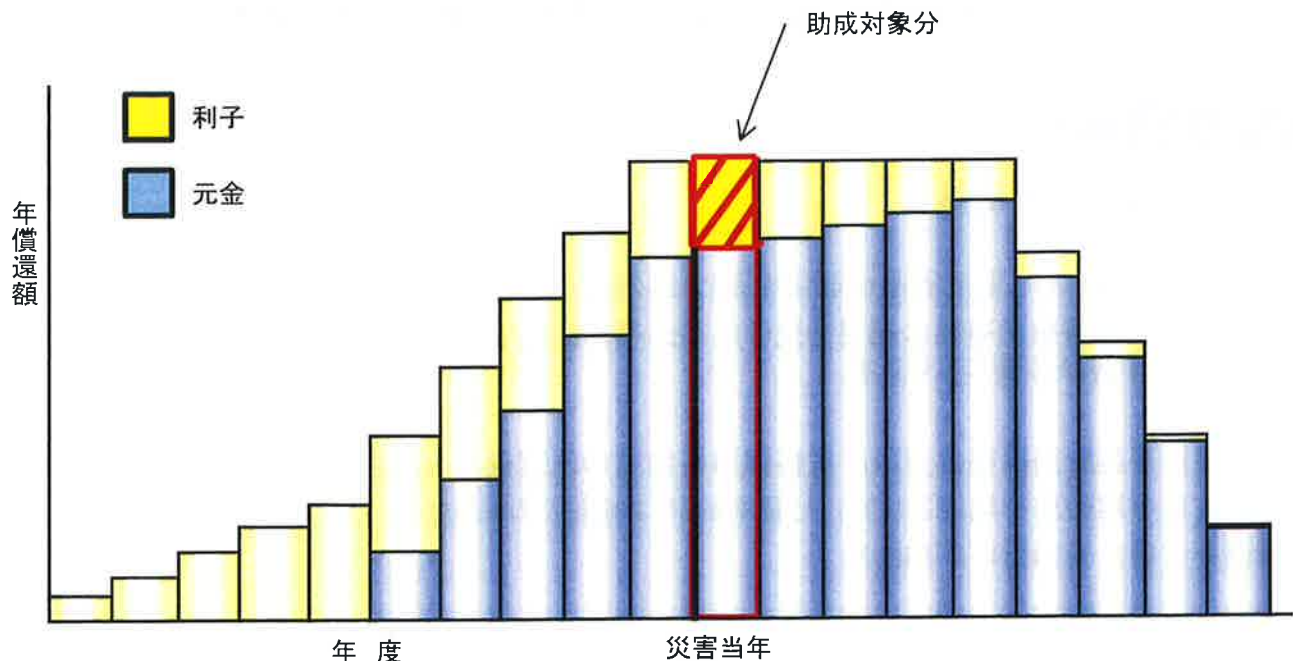
◆採択要件:被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

《対象となる災害復旧事業》

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- (2) 土地改良法第88条
- (3) 海岸法(昭和31年法律第101号)第5条又は第6条
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第9号(土地改良施設に限る。)及び森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第6号

◆対象となる負担金:

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



ポイント1

被災した農地あるいは土地改良施設が災害復旧事業(暫定法に基づく農地・農業用施設災害復旧事業)の適用を受けた場合に、本対策の対象となります。

ポイント2

被災した農地等において、現在償還している土地改良事業の農家負担金の内、被災年度の償還利息相当額が助成されます。

ポイント3

助成額は、土地(農地)に着目して算定します。

土地改良施設が被災した場合は、施設の造成事業の農家負担金だけではなく、被災施設の受益地において償還している農家負担金対象となります。

農地が被災した場合の助成額算出方法

被害面積に被災年度の10a当たり償還利息額を乗じて助成額を算出します。

施設が被災した場合の助成額算出方法

被災した土地改良施設の受益面積又は影響を受ける農地面積に、被災年度の10a当たり償還利息額を乗じて助成額を算出します。

- 頭首工、揚排水機場等が被災した場合は、その支配面積。
- 用排水路が被災した場合は、被災した箇所や通水状況等を勘案し、受益面積を特定。
- 農道が被災した場合は、農道の対象となる車両の通行が困難となる農地面積。

ポイント4

計画申請時の必要書類

助成を受けるためには、助成計画の認定を受ける必要があります。

計画書には、災害復旧事業の認定を受けたことが確認できる資料及び助成計画額を確認するための資料が必要となります。

具体的には、

「災害復旧事業計画概要書」及び「災害復旧事業費の決定通知」の写し

「土地改良事業の施行地域と被災した農用地又は施設との関連が明らかとなる図面」

「償還年次表」を添付して下さい。

土地改良施設維持管理適正化事業 緊急整備補修の概要

1. 概要

土地改良維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）は、数年に一回行うような施設の整備補修に対して助成する制度です。

なお、「予測し得ない事故等の発生」又は、「管理体制の著しい低下」を理由に緊急的に整備補修を実施する必要がある場合は、緊急整備補修の特例（以下「緊急整備補修」という。）があります。

2. 事業費

1 地区当たり事業費は、200万円以上でなければなりません。

3. 資金の造成

適正化事業は、整備補修を行うために必要な経費の一部を5ヶ年間均等に積み立てます。

緊急整備補修においては、整備補修を実施する年度に一括拠出します。

4. 補助率

適正化事業の補助率は、通常国費30%と道府県費30%ですが、緊急整備補修については、道府県の負担割合に拘わらず弾力的な運用を図ることとしています。

5. 緊急整備補修の例

